

# 富山市監査基準

## 目次

- 第1章 一般基準（第1条—第6条）
- 第2章 実施基準（第7条—第15条）
- 第3章 報告基準（第16条—第22条）

## 第1章 一般基準

（監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて富山市監査委員（以下「監査委員」という。）が行う監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、富山市監査基準（以下「監査基準」という。）に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係のある行政委員会又は委員（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、監査基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（法第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(2) 行政監査（法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する

こと

- (4) 決算審査（法第 233 条第 2 項、公企法第 30 条第 2 項）  
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
  - (5) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）  
会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
  - (6) 基金運用審査（法第 241 条第 5 項）  
基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
  - (7) 健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）  
健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
  - (8) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項）  
市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制（市長による財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制）の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（前項に定める監査等を除く。以下「法定監査等」という。）については、法令の規定に基づき、かつ、監査基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。法定監査等の主なものは、次に掲げるものであり、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。
- (1) 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条第 3 項）  
選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署による請求に基づき事務の執行に関し監査すること
  - (2) 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項）  
議会の請求に基づき市の事務の執行に関し監査すること
  - (3) 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項）  
市長の要求に基づき市の事務の執行に関し監査すること
  - (4) 指定金融機関の公金収納等に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項）  
監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の収納又は支払事務を監査すること
  - (5) 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条第 5 項）  
住民の請求に基づき、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行

為、又は財産の管理を怠る事実があると認めるときに、監査すること

(6) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条）

市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、監査基準にのっとりてその職務を遂行するものとする。

（監査委員の責務）

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公平不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、議会又は市長にあらかじめ意見を求められた場合、信義誠実な態度で応じるものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対し、監査委員の職務が監査基準にのっとりて遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、監査基準にのっとりて、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

（監査計画）

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、

リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、年間監査計画を策定するとともに、適切な実施計画を作成し、これに基づいて適時に実施するものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、実施計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第17条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、監査の過程において監査対象部門の内部統制がどの程度監査に活用できるかを勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（事前通知）

第11条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

（資料要求）

第12条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ別に定める項目及び様式による監査等に必要な資料を提出させるものとする。

（監査等の証拠入手）

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等に努めるものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第15条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

### 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

5 法定監査等については、法令の規定に基づき、結果に関する報告等を行うものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 監査基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 監査等の対象とした局部課又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）

エ その他監査等の目的又は着眼点

オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等を委託した場合、委託した旨及びその結果

(4) 監査等の結果

2 前項第4号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他

監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査

前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(2) 行政監査

前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(3) 財政援助団体等監査

前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(4) 決算審査

前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

(5) 例月出納検査

前項第1号から第3号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金出納事務が正確に行われていること

(6) 基金運用審査

前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が确实かつ効率的に行われていること

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

(8) 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること

3 第1項第4号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨

その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(法定監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 法定監査等の結果に関する報告等には、法令の規定に基づき、必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項の結果については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(合議)

第19条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
  - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
  - (4) 決算審査に係る意見の決定
  - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
  - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
  - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
  - (8) 法定監査等（ただし、第2条第2項第4号を除く。）の結果に関する報告の決定
  - (9) 職員の賠償責任の免除に関する意見の決定
  - (10) 外部監査人の結果に関する意見の決定
  - (11) 住民監査請求に係る個別外部監査の結果に関する報告について請求に理由があるかどうか及び勧告の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告及び法定監査等（第2条第2項第1号から第3号に定める法定監査等に限る。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長等に提出するとともに公表（富山市公告式条例により行う公表をいう。以下同じ。）するものとする。

(公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するもの

とする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
- (4) 法定監査等（ただし、第2条第2項第4号及び第6号を除く。）に関する報告等の内容
- (5) 外部監査人からの報告に係る事項  
(措置状況及び回答の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者、監査の結果に関する報告に添える意見をした者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知及び意見に対する回答を受けた場合は当該措置の内容及び回答を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者、監査の結果に関する報告に添える意見をした者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告及び意見に対する回答を求めるよう努めるものとする。

3 第2条第2項第3号並びに外部監査に係る議会又は市長等からの措置状況報告を受けた場合は、当該措置の内容及び回答を公表するものとする。

4 第2条第2項第5号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会、市長その他の執行機関又は職員から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ公表するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は監査委員会議で協議の上定める。

附 則（令和2年3月30日富山市監査委員告示第31号）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日富山市監査委員告示第32号）

この基準は、令和3年3月1日から施行する。